

# ～外国人を雇い入れる際は身分証明書の確認をしましょう～

外国人の不法就労は法律で禁止されており、不法就労した外国人だけでなく不法就労をさせた事業主も処罰の対象となります。 ※不法就労助長罪 ⇒3年以下の懲役、300万円以下の罰金  
外国人を雇い入れる際は、次の2つの点に注意して下さい。

## 1 身分証明書の確認 ～在留カードを確認しましょう！

身分証明書は持っていませんか？  
呈示を拒否しませんでしたか？ } 不審点があれば警察へ連絡して下さい。

## 2 在留期限と在留資格の確認 ～在留カードに記載されている在留期限と在留資格を確認しましょう！

在留期限(日本に滞在できる期限)は経過していませんか？  
その在留資格で働くことはできますか？  
資格外活動許可は取得していますか？ } 不審点があれば警察へ連絡して下さい。

### (1) 在留カードの見方

**人定事項**

**在留資格**

**在留期限**

**就労制限の有無**  
※カード裏面の資格外活動許可欄も確認して下さい。

### (2) 在留資格の種類

○在留資格に**定められた範囲で就労が認められる**在留資格【18種類】

外交、公用、教授、芸術、宗教、報道、投資・経営、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術、人文知識・国際業務、企業内転勤、興行、技能、技能実習、特定活動

※これらの資格については職種に制限があります。

○原則として**就労が認められない**在留資格【5種類】

文化活動、短期滞在、留学、研修、家族滞在

※留学、家族滞在の在留資格を持つ外国人が就労活動を行うには許可が必要となります。

○就労に**制限がない**在留資格【4種類】

永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者

(厚生労働省HPから引用)

不明な点や不審な外国人を見かけた時は、筑後警察署(0942-52-0110)に連絡して下さい